

都留市公告第2号

市有財産（物品）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月9日

都留市長 日向美徳

1 一般競争入札に付する物件

以下の市有財産を入札に付し、売り払う。

・予定価格とは、あらかじめ都留市が定めた最低売払価格をいう。

（自動車 4件、原付四輪 1件）

物件番号	財産名称	初年度登録	排気量	走行距離	車検	予定価格	入札保証金
A-1	KG-LY152 消防車	平成12年	2.98ℓ	約5,461km	一時抹消登録済み	250,000円	25,000円
A-2	KG-LY152 消防車	平成12年	2.98ℓ	約6,085km	一時抹消登録済み	250,000円	25,000円
A-3	KK-NKS71GAR 消防車	平成12年	4.57ℓ	約65,453km	一時抹消登録済み	80,000円	8,000円
A-4	KC-HZJ75 消防車	平成9年	4.16ℓ	約8,615km	一時抹消登録済み	500,000円	50,000円
A-5	ZAD-TAK30R 電動原付四輪	平成27年	0.59KW	約8,266km	廃車申告済み	100,000円	10,000円

※走行距離欄の数値は市職員の確認時のもので、おおよそのものです。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは個人又は法人の役員等が同条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (4) 前記（2）及び（3）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとするものでないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) 都留市が定める本ガイドライン及び官公庁オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できること。
- (7) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること。
- (8) 一般競争入札の参加申込み等に関する事項によりあらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所(株)の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申込み（本申込み）は、上記の参加仮申込みを行い都留市で審査した後、本申込み登録をするので、参加申込書は不要。また、市が定めた入札保証金（入札保証金のない物件を除く）を納付すること。

- 4 契約条項、入札説明書（都留市インターネット公有財産売却ガイドライン）を示す場所
都留市ホームページ（<http://www.city.tsuru.yamanashi.jp>）より閲覧

5 現物確認（下見会）を行う場所及び日時

物件番号	日 時	集 合 の 場 所
全物件	令和8年 1月14日（水）から 令和8年 2月 2日（月）まで※祝祭日は除く 午前9時～午後4時※正午～午後1時は原則除く	現物確認について 〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 (都留市役所)

※現物確認（下見会）は予約制で行うため、参加希望者は事前に問い合わせ先まで連絡すること。
車両確認については、市役所から徒歩5分程度の駐車場にて行う。

6 一般競争入札の場所及び期間

- (1) 場 所 紀尾井町戦略研究所(株)の提供する公有財産売却システム上
(2) 入札期間 令和8年 2月17日（火）午後1時から
 令和8年 2月24日（木）午後1時まで
(3) 開 札 令和8年 2月24日（火）午後1時から

7 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所(株)の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。
なお、この登録は、一度しか行うことができない。
(2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

8 入札保証金（入札保証金のない物件を除く）

入札に参加しようとする者は、3の手続きと共に売却物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

- (1) 納付方法
入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとします。公有財産売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付すること。
- (2) 入札保証金の充当
落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売却代金に充当する。
- (3) 入札保証金の引き落とし
落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。
- (4) 落札者が、都留市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は都留市に帰属する。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書（都留市インターネット公有財産売却システムガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

1 0 落札者の決定の方法

入札期間終了後、都留市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の官公庁オーケーション ログイン ID（以下 ログイン ID とする）を落札者の氏名（名称）とみなす。

（1）開札日時

令和8年 2月24日（火）午後1時

（2）落札者への通知

落札者には、都留市から入札期間終了後あらかじめ ログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨及び契約締結に関する案内の電子メールを送信する。

1 1 売買契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、落札者決定後、都留市からの電子メールなどによる契約締結に関する案内に従い都留市と売買契約を締結しなくてはならない。

（1）契約締結期限

令和8年3月10日（火）午後2時30分まで

（2）契約保証金

8の（2）により、入札保証金を契約保証金に充当する。

（3）必要書類

契約に際しては、都留市より契約書（2通）を送付するので、落札者は必要事項を記入、押印の上、必要書類（都留市が電子メール等で送付する契約締結の案内において指示する書類）を添付して（1）の契約締結期限まで都留市に直接持参または郵送（特定記録郵便または書留郵便に限る。）すること。

（4）売買契約に係る売却価格（売却の決定金額）

売却物件は消費税法に基づく課税の対象となる物件であるため、入札した金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して売却価格（落札金額）とする。

1 2 売却代金の納入

落札者は、売却代金の納付期限までに指定された納付方法により売却代金の全額を一括で納付すること。なお、売却代金のほか、契約費用、運搬費用、公租公課、自動車損害賠償責任保険料等、本契約の締結及び履行に関して一切の費用は落札者の負担とする。

（1）売却代金納付期限

令和8年3月10日（火）午後2時30分

（2）納付方法

売却代金は落札後都留市が指定する方法で納付すること。なお、売却代金の納付に係る費用は、落札者の負担となる。また、都留市が納付期限までに売却代金の納付を確認できることが必要とする。

（3）売却代金の残額の金額

売却代金の残金は、売却価格から契約保証金を差し引いた金額となる。

1 3 所有权の移転及び名義変更

（1）売買物件の所有権は、落札者が売買代金を完納した時に移転するものとする。

（2）自動車の場合、売却物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検並びに所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。

（3）自動車の場合、落札者には都留市より「登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）」、「委任状」を渡すので、所有者変更手続きを行うこと。その証明として、所有者変更記録の記載された「登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）」の写しを都留市へ引渡し前までに提出することを引渡しの要件とする。

1.4 その他

- (1) 売却財産は経年による劣化、及び使用によるキズ等が複数箇所あり。充分理解した上で入札すること。
また都留市は引き渡された財産に関して契約の内容に適合しないことを理由として、代金の減額の請求、
損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

都留市役所 総務部 財務課 管財担当
〒402-8501
山梨県都留市上谷一丁目1番1号
電話番号 0554-43-1111 (内線227)
E-mail kanzai@city.tsuru.lg.jp